

補足説明資料

平成 25 年 5 月 24 日

米国 J O B S 法におけるクラウド・ファンディング規制の概要

○ 投資額規制

- ・ 募集総額要件（年間 100 万ドルが上限）
- ・ 各投資家の投資総額要件
（例：年収 10 万ドル未満であれば、2,000 ドル又は年収の 5%のいずれか大きい方を超えないこと等）
- ・ 購入後 1 年間、譲渡禁止

○ ファンディング・ポータルに係る規制

- ・ SEC への登録義務、SEC による調査・監督
- ・ 自主規制機関への登録義務
- ・ 投資家への説明、リスク等の開示義務
- ・ 詐欺のリスクへの対応を講じる義務
- ・ 投資アドバイス、推奨、ファンド・証券の保管・運用等の禁止

○ 発行者に係る規制

- ・ SEC、投資家、ファンディング・ポータルへの情報提供義務（財務状況、事業計画、資金用途等）
- ・ 事業報告書及び会計書類の SEC への提出義務
- ・ 重要な事実の虚偽表示等についての責任 等

※ J O B S 法は 2012 年 4 月に成立したが、クラウド・ファンディングに係る S E C 規則は策定されておらず、未施行。